

行政財産の使用状況実態監査

報道発表

平成21年7月17日
財務省

平成20年度各省各庁所管財産実態監査を実施しました

財務省では、国有財産の効率的な使用を更に徹底し処分を促進するため、平成20年度において、全国に所在する各省各庁が庁舎や宿舎として使用している行政財産（土地）の使用状況等について「行政財産（土地）の使用状況実態監査」を、普通財産のうち未利用国有地の処分等の進捗状況について「各省各庁所管普通財産実態監査」を実施しました。

全国に所在する財産（土地）について監査を実施するのは、前回、平成10年度から12年度の3年間に実施した「行政財産等の使用状況実態調査」以来となります。

1. 行政財産（土地）の使用状況実態監査結果

この監査は、全国に所在する行政財産のうち公用財産及び企業用財産（庁舎等及び宿舎に限る。）の土地並びに国有建物の敷地等として借り受けている民公有地について、土地の使用状況、建物の経年状況、効率化のための整備コストを調査し、効率的な使用を推進することが必要と認められた財産を『効率化検討対象財産』として処理計画（処理方針及び処理見込み時期等）を策定するものです。

『効率化検討対象財産』については、平成21年度以降、その処理の進捗をフォローアップしていきます。

(単位：件、千m²、億円)

区分	件数	面積	台帳価格
監査を実施した財産(注1)	20,924	1,353,826	126,526
効率化検討対象財産	2,816	5,906	3,228
I類(注2)	2,345	4,571	2,235
II類(注3)	471	1,335	992
処理計画			
国の利用	467	1,527	934
国以外の利用	2,349	4,379	2,293

- (注1) 国有財産の有効活用に関する検討・フォローアップ有識者会議において既に移転・再配置計画が策定されている財産は除きます。
- (注2) I類とは、現に未利用、若しくは今後未利用となることが見込まれる財産です。
- (注3) II類とは、法定容積率に照らし非効率な利用となっており、かつ建物が築後一定期間を経過している財産で、不要又は余剰となる財産を処分することにより効率化することが見込まれる財産です。

2. 各省各庁所管普通財産実態監査結果

この監査は、各省各庁が所管する特別会計（特定国有財産整備特別会計を除く。）所属の普通財産及び一般会計所属の普通財産（注1）のうち未利用国有地（注2）について、平成20年度以降、毎年度その処分等の進捗状況等を把握することにより処理促進を図ろうとするものです。

概況

（単位：件、千m²、億円）

区分	前年度末の保有財産	年度内の変動状況		平成20年度末の保有財産
		新規発生財産	処分等した財産 (注3)	
件 数	2,258	351	605	2,021
面 積	3,313	390	813	2,492
台帳価格	811	133	255	568

（注1）財務省に引き継ぐことが不適当なため各省各庁で所管する普通財産です。

（注2）「未利用国有地」とは、単独利用困難なものを除く宅地又は宅地見込地で現に未利用となっている土地です（一時貸付等暫定活用しているものも含みます。）。現況が農地、山林等の財産については、周辺の状況から判断して宅地開発が見込まれる場合には対象としています。

（注3）「処分等」とは、売却のほか、譲与、所属替、所管換、交換等です。

なお、本監査及びフォローアップの実施に伴い、平成10年度から12年度に実施した「行政財産等の使用状況実態調査」結果のフォローアップは終了します。

【問い合わせ先】
理財局国有財産監査室
担当：小西
電話：03-3581-4111（内線2676）

【ページ先頭へ】

[トップ](#) | [著作権等](#) | [免責事項](#) | [個人情報保護方針](#) | [編集後記](#)

〒100-8940 東京都千代田区霞が関3-1-1 Tel(代表) 03-3581-4111(AM 9:00~PM 6:30) >> [案内図](#)

Copyright(C) 財務省

トップ > 国有財産 > 各省各庁所管財産の実態監査等

各省各庁所管財産の実態監査等

○ 各省各庁所管財産の実態監査

国有財産をとりまく状況は年々変化しており、地価の動向や周辺の開発等に応じて、その利用のあり方も当然に変化していきますので、それに合わせて効率的な利用を図っていくことが必要です。

そこで、財務省では、出先機関である財務局や財務事務所の職員が実際に現地に赴き、各省庁が庁舎や宿舎等として使用している土地や建物（行政財産）が効率の悪い使われ方をされていないかどうかを調査し、国有財産の効率的な利活用に努めているところです。

平成20年度において、国有財産の効率的な使用を更に徹底し処分を促進するため、平成19年度末時点で、各省各庁が所管する行政財産（土地）について「行政財産（土地）の使用状況実態監査」を、普通財産のうち未利用国有地について「各省各庁所管普通財産実態監査」を実施しました。

こうした監査を実施したのは、前回、平成10年度から12年度の3年間に実施した「行政財産等使用状況実態調査」以来となります。

1 行政財産（土地）の使用状況実態監査

全国に所在する行政財産のうち、庁舎等及び宿舎の土地並びに国有建物の敷地として借り受けている民公有地について、土地の使用状況、建物の経年状況、効率化のための整備コストを調査する監査を実施しました。

監査を実施した結果、効率的な使用を推進することが必要と認められた財産を対象に、処理計画を策定しました。この処理計画は、対象財産一件毎に「引き続き国が利用することが適当と認められるもの」と「国以外の者が利用することが適当と認められるもの」に区分したうえで、処理方針及び処理見込を定めています。

なお、財務省では、平成21年度以降、効率的な使用を推進する必要がある財産の処理促進に努めるため、処理の進捗状況についてフォローアップを行うこととしています。

2 各省各庁所管普通財産実態監査

全国に所在する各省各庁が所管する特別会計及び一般会計所属の普通財産（財務省が所管する財産を除く。）のうち未利用等となっている土地について処分等処理の促進を図るため、処理の進捗状況を把握する監査を実施しました。

監査の結果、未利用等となっている土地を対象に、「公用・公共用として利用する財産」と「それ以外の財産」とに、「それ以外の財産」はさらに「処分対象財産」と「処分困難財産」とに区分したうえ、20年度中の処分等の状況を把握しました。

財務省は、平成21年度以降毎年度この監査を実施し、当該年度中の新たな財産の発生状況及び処分等処理の状況を把握し、財産を管理する省庁に対し、処理の促

進を要請するフォローアップを行うこととしています。

・(20年度)各省各庁所管財産の実態監査結果について(2009.7.17)

(注) なお、本監査及びフォローアップの実施に伴い、前回の「行政財産等使用状況実態調査」結果のフォローアップは終了します。

④ 未利用国有地の総点検

財務省が管理する一般会計所属の普通財産のうち未利用となっている土地について、効率的な使用と処分の推進を図るため、平成10年度に点検を実施し、その結果を公表しました。

この総点検結果については、毎年度フォローアップを行うこととしており、当該年度中に相続税物納等により新たに発生した財産については、「公用・公共用として利用する財産」と「それ以外の財産」に区分し、「それ以外の財産」はさらに「処分対象財産」と「処分困難財産」に区分したうえ、既に区分済の各財産と合わせて年度中の処分等の状況を把握し、その結果を公表しています。

なお、「公用・公共用として利用する財産」については、地方公共団体に対し利用計画の早期実現の働きかけを行い、その処理の具体化に努め、「処分対象財産」については、一般競争入札等により、積極的に売却してきています。また、「処分困難財産」についても、所要の調整を行ったうえで、処分を促進することとしています。

・(20年度)未利用国有地の総点検結果について(2009.7.17)

・(19年度)未利用国有地の総点検結果について(2008.7.18)

・(18年度)未利用国有地の総点検結果について(2007.7.30)

・(17年度)未利用国有地の総点検結果について(2006.7.21)

・(16年度)未利用国有地の総点検結果について(2005.6.28)

[ページ先頭へ](#)

[トップ](#) | [著作権等](#) | [免責事項](#) | [個人情報保護方針](#) | [編集後記](#)

〒100-8940 東京都千代田区霞が関3-1-1 Tel (代表) 03-3581-4111(AM 9:00~PM 6:30) >> [案内図](#)

Copyright(C) 財務省

English | サイトマップ | ご意見箱 | よくあるご質問 | 関連サイ

トップ > 国有財産 > 各省各庁所管財産の実態監査等 > 各省各庁所管財産の実態監査結果について > 行政財産(土地)の使用状況
実態監査結果一覧表

行政財産(土地)の使用状況実態監査結果一覧表

財務省では、平成20年度に、全国に所在する行政財産のうち公用財産及び企業用財産（庁舎等及び宿舎に限る。）の土地並びに国有建物の敷地等として借り受けている民公有地について、使用状況実態監査を実施した。

その結果、使用を効率化することが必要若しくは適当と認められる財産（以下「効率化検討対象財産」という。）について処理計画を策定し、「効率化検討対象財産一覧表」として取りまとめた。

なお、財務省では、効率化検討対象財産の処理促進に努めるため、今後、処理の進捗状況についてフォローアップを行うこととしている。

【凡例】

1. 区分

- (1) I類 … 現に未利用、若しくは今後未利用となることが見込まれる財産
- (2) II類 … 法定容積率に照らし非効率な利用となっており、かつ建物が築後30年以上経過（木造建のものは築後20年以上経過）している財産で、不要又は余剰となる財産を処分することにより効率化することが見込まれる財産

2. 処理方針の内容

- (1) 国の利用（引き続き国が利用することが適当と認められるもの）

- ① 現在地建替 … 現在地で庁舎等を集約整備するもの
- ② 用途変更 … 同一省庁内で現状と異なる用途に変更（例：宿舎敷地→ 庁舎敷地）するもの
- ③ 種別替 … 同一省庁内で国有財産の種類又は分類を変更（例：公用財産（宿舎敷地）→公共用財産（道路敷地））するもの
- ④ 所属替 … 同一省庁内で財産を移管し、庁舎等の敷地とするもの
- ⑤ 所管換 … 他の省庁に財産を移管し、庁舎等の敷地とするもの
- ⑥ 使用承認解消 … 使用承認を受けて使用している財産を所管省庁に返還するもの

- (2) 国以外の利用（国以外の者が利用することが適当と認められるもの）

- ① 借受解消……国有建物の敷地として借り受けている民公有地を所有者に返還するもの
- ② 交換……他の庁舎敷地等を取得するために交換(渡)するもの
- ③ 集約化の……庁舎又は宿舎を集約化等するための財源として特定国有財産ための売払、整備特別会計が国以外の者へ売り払うもの
- ④ 売払……国以外の者へ売り払うもの(「集約化のための売払」を除く)
- ⑤ 譲与……法令の規定に基づき地方公共団体等へ譲与するもの
- ⑥ 貸付……国以外の者に財産を貸付けるもの
- ⑦ 使用許可……国以外の者に財産を使用させるもの

3. 処理見込

- (1) 具体的な処理年度が予定されているもの以外は、以下の区分による。
 - 第1期……処理が平成25年度までに見込まれるもの
 - 第2期……処理が平成26年度から平成30年度に見込まれるもの
 - 第3期……処理が平成31年度以降と見込まれるもの
- (2) 処理方針が交換、集約化のための売払、売払、譲与及び貸付の処理見込は、行政財産の用途廃止見込である。
- (3) 処理年度が平成20年度のものは、平成20年度に処理済の財産。

4. 会計名の略語

一般	一般会計	登記	登記特別会計
労働保険	労働保険特別会計	年金	年金特別会計
高度専門	国立高度専門医療センタ ー特別会計	船員保険	船員保険特別会計
食料	食料安定供給特別会計	国有林野	国有林野事業特別会計
社会	社会资本整備事業特別会 計	安全	自動車安全特別会計
エネ	エネルギー対策特別会計		

5. その他

- (1) 「台帳価格」欄の価格は、国有財産台帳に記載されている価格(表示上、単位未満切り捨て)であり、実勢価格とは必ずしも一致しない。
なお、処理計画策定が国有地を分割したものである場合の台帳価格は、面積按分により算出している。
- (2) 「台帳価格」欄が空欄の財産は、民公有地である。
- (3) 社会保険庁及び林野庁所管財産は、独立行政法人化等が予定されていること

から、処理が具体化しているものを除き、処理計画は策定していない。

下記の財務局名等の箇所をクリックすると、それぞれの財務局等が所管する都道府県に所在する財産について、監査結果の一覧がご覧いただけます。(資料はEXCEL形式で掲載しております。)

管轄都道府県	
北海道財務局管内	北海道
東北財務局管内	宮城県、岩手県、福島県、秋田県、青森県、山形県
関東財務局管内	東京都、神奈川県、千葉県、山梨県、埼玉県、茨城県、栃木県、群馬県、長野県、新潟県
北陸財務局管内	石川県、福井県、富山県
東海財務局管内	愛知県、静岡県、三重県、岐阜県
近畿財務局管内	大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県、滋賀県
中国財務局管内	広島県、山口県、岡山県、鳥取県、島根県
四国財務局管内	香川県、愛媛県、徳島県、高知県
九州財務局管内	熊本県、大分県、鹿児島県、宮崎県
福岡財務支局管内	福岡県、佐賀県、長崎県
沖縄総合事務局管内	沖縄県

[ページ先頭へ](#)

[トップ](#) | [著作権等](#) | [免責事項](#) | [個人情報保護方針](#) | [編集後記](#)

〒100-8940 東京都千代田区霞が関3-11-1 Tel(代表) 03-3581-4111(AM 9:00~PM 6:30) >>[案内図](#)

Copyright(C) 財務省

行政財産(土地)の使用状況実態監査のフォローアップ結果一覧表(平成21年度フォローアップ)〈厚生労働省分(抜粋)〉

(単位: m²、千円)

No.	管轄財務局	口座名	所在地	会計名	土地面積	台帳価格	区分	処理計画			
								利用主体	処理方針	処理見込	備考
1	北海道財務局	滝川公共職業安定所深川分室(旧庁舎)	北海道深川市4条16番26号	一般	496	7,770	I類	国以外の利用	売払	平成22年度	
2	北海道財務局	函館公共職業安定所八雲出張所	北海道二海郡八雲町東町232番地	労働保険	1,309		I類	国以外の利用	借受解消	平成24年度	
3	北海道財務局	北海道労働局庁舎	北海道札幌市南区南36条西10丁目	労働保険	200	7,935	II類	国以外の利用	売払	第2期	
4	北海道財務局	北海道労働局新藻岩宿舎	北海道札幌市南区南36条西10丁目2-5	一般	2,580	101,427	II類	国以外の利用	売払	第2期	
5	北海道財務局	北見監督署三楽南宿舎	北海道北見市三楽町133番地の2	一般	330	6,843	I類	国以外の利用	譲与	平成23年度	
6	北海道財務局	北見監督署三楽宿舎	北海道北見市三楽町133番地の2	労働保険	161	3,352	I類	国の利用	所管換	平成23年度	
7	北海道財務局	岩見沢職安日の出台宿舎	北海道岩見沢市日の出台1丁目14-4	一般	434	6,259	I類	国以外の利用	売払	平成23年度	
8	北海道財務局	紋別職安潮見町宿舎	北海道紋別市潮見町1丁目5番25	一般	623	7,205	I類	国以外の利用	譲与	平成23年度	
9	北海道財務局	名寄監督署3条宿舎	北海道名寄市西3条北2丁目7番地	一般	892	9,067	I類	国以外の利用	譲与	平成22年度	
10	北海道財務局	名寄職安西4条宿舎	北海道名寄市西4条南1丁目1-2	一般	195	2,916	I類	国以外の利用	売払	平成22年度	
11	北海道財務局	名寄職安西6条宿舎	北海道名寄市西6条南10丁目2-105	一般	319	3,454	I類	国以外の利用	売払	平成23年度	
12	北海道財務局	函館監督署深堀宿舎	北海道函館市深堀町10番地2号	労働保険	189	8,709	I類	国の利用	所管換	平成22年度	
13	北海道財務局	小樽監督署幸町宿舎	北海道小樽市幸町4丁目20番7号	労働保険	300	4,590	I類	国の利用	所管換	平成22年度	
14	北海道財務局	名寄監督署西3条宿舎	北海道名寄市西3条北2丁目8	労働保険	436	4,436	I類	国以外の利用	売払	平成22年度	
15	北海道財務局	滝川監督署北滝の川宿舎	北海道滝川市滝の川西4丁目2番	労働保険	1,236	9,892	I類	国の利用	所管換	平成23年度	
16	北海道財務局	函館職安深堀町宿舎	北海道函館市深堀町12番地10号	労働保険	688	34,077	I類	国の利用	所管換	平成22年度	
17	北海道財務局	釧路職安美原宿舎	北海道釧路市美原3丁目21番地10号	労働保険	328	7,696	I類	国の利用	所管換	平成22年度	
18	北海道財務局	岩見沢職安美唄宿舎(雇用勘定)	北海道美唄市東6条南2丁目2番2号	労働保険	735	5,531	I類	国以外の利用	売払	平成24年度	
19	北海道財務局	紋別職安南が丘町宿舎	北海道紋別市南が丘町7丁目24番地の6	労働保険	355	3,438	I類	国以外の利用	売払	平成23年度	

20	北海道財務局	滝川職安深川あけぼの町宿舎	北海道深川市あけぼの町 22番8号	労働保険	378	2,338	I類	国以外の利用	売払	平成22年度
21	北海道財務局	函館職安江差柏町宿舎	北海道檜山郡江差町字柏 町1番地の2	労働保険	329	2,791	I類	国の利用	所管換	平成22年度
22	北海道財務局	帶広職安音更宿舎	北海道河東郡音更町柳町 北区22番地	労働保険	301	5,566	I類	国の利用	所管換	平成23年度
23	東北財務局	宮城労働基準局荒巻2号宿舎	宮城県仙台市青葉区滝道 1-496	労働 保険	168	5,292	I類	国以外の利用	売払	平成22年度
24	東北財務局	宮城労働基準局荒巻宿舎	宮城県仙台市青葉区滝道 1-478	労働 保険	258	8,838	I類	国以外の利用	売払	平成22年度
25	東北財務局	宮城労働基準局東黒松宿舎	宮城県仙台市泉区東黒松 17-92	労働 保険	672	35,700	I類	国以外の利用	売払	平成23年度
26	東北財務局	石巻労働基準監督署蛇田宿舎	宮城県石巻市向陽町3-13- 7	労働 保険	502	19,002	I類	国以外の利用	売払	平成22年度
27	東北財務局	八戸労働基準監督署序舎	青森県八戸市江陽1-27-17	労働 保険	527	25,646	I類	国以外の利用	売払	平成22年度
28	東北財務局	浪打宿舎	青森県青森市浪打1-16-10	一般	177	13,751	I類	国以外の利用	集約化の ための売	平成23年度
29	東北財務局	弘前第一宿舎	青森県弘前市豊原2-8-3	一般	312	9,838	I類	国以外の利用	集約化の ための売	平成23年度
30	東北財務局	十和田署第4、第5、署長宿舎	青森県十和田市西十二番 町17-20ほか	一般	321	7,237	I類	国以外の利用	売払	平成22年度
31	東北財務局	十和田第一、第二宿舎	青森県十和田市西十二番 町16	一般	446	10,053	I類	国以外の利用	売払	平成22年度
32	東北財務局	むつ署課長、第三宿舎	青森県むつ市大平町39-22	一般	501	6,771	I類	国以外の利用	売払	平成22年度
33	東北財務局	むつ労働基準監督署課長宿舎	青森県むつ市大平町39-22	労働 保険	51	697	I類	国以外の利用	売払	平成22年度
34	東北財務局	むつ第一、むつ署職員宿舎	青森県むつ市若松町2-19 ほか	一般	679	7,345	I類	国以外の利用	売払	平成22年度
35	東北財務局	八戸旭ヶ丘団地第1宿舎	青森県八戸市旭ヶ丘4-1- 48	労働 保険	313	13,280	I類	国以外の利用	売払	平成22年度
36	東北財務局	白銀台宿舎	青森県八戸市白銀台1-3-5	労働 保険	323	10,487	I類	国以外の利用	売払	平成22年度
37	東北財務局	小夜宿舎	青森県西津軽郡鰺ヶ沢町 舞戸字小夜313-1	労働 保険	291	2,605	I類	国以外の利用	売払	平成22年度
38	東北財務局	一関公共職業安定所	岩手県一関市城内4-8	一般	330	20,790	I類	国以外の利用	集約化の ための売	平成22年度
39	東北財務局	一関公共職業安定所	岩手県一関市城内4-8	一般	330	20,825	I類	国以外の利用	譲与	平成22年度

40	東北財務局	一関公共職業安定所(駐車場)	岩手県一関市城内39-30、39-31	一般	466		I類	国以外の利用	借受解消	平成22年度	
41	東北財務局	一関公共職業安定所駐車場2	岩手県一関市城内11-13	一般	164		I類	国以外の利用	借受解消	平成22年度	
42	東北財務局	一関公共職業安定所千厩出張所	岩手県一関市千厩町千厩字石堂20-3	一般	845	28,453	I類	国以外の利用	集約化のための売却	平成22年度	
43	東北財務局	釜石公共職業安定所遠野出張所	岩手県遠野市新町2-7	労働保険	737	23,221	I類	国以外の利用	売払	平成23年度	
44	東北財務局	盛岡公共職業安定所沼宮内出張所	岩手県岩手郡岩手町沼宮内7-11-3	労働保険	607	13,356	I類	国以外の利用	売払	平成23年度	
45	東北財務局	二戸監督署長宿舎	岩手県二戸市福岡字八幡下10-4	一般	165		II類	国以外の利用	借受解消	第1期	
46	東北財務局	二戸公共職業安定所上野々宿舎、公務員宿舎	岩手県二戸市石切所字上野々91	労働保険	166	7,210	II類	国以外の利用	売払	第1期	
47	東北財務局	新庄社会保険事務所職員宿舎	山形県新庄市大字鳥越字本宮後1032-26	年金	331	3,974	I類	国以外の利用	売払	平成22年度	
48	東北財務局	新庄社会保険事務所公務員宿舎	山形県新庄市大字松本字四ツ屋395-7	年金	128	2,077	I類	国以外の利用	売払	平成22年度	
49	東北財務局	福島労働局本内第二宿舎	福島県福島市本内字南河原41-5	労働保険	381	6,471	I類	国以外の利用	売払	平成22年度	
50	東北財務局	会津労働基準監督署日吉町宿舎	福島県会津若松市日吉町8-46	労働保険	496	15,653	I類	国以外の利用	売払	平成22年度	
51	関東財務局	埼玉労働局岸町庁舎	埼玉県さいたま市浦和区岸町5-8-13	一般	1,488	322,143	I類	国以外の利用	集約化のための売却	平成22年度	
52	関東財務局	浦和公共職業安定所	埼玉県さいたま市浦和区常盤5-8-40	一般	1,105	241,365	I類	国以外の利用	集約化のための売却	平成22年度	
53	関東財務局	浦和宿舎	埼玉県さいたま市浦和区東高砂町25-19	一般	191	40,091	I類	国以外の利用	集約化のための売却	平成22年度	
54	関東財務局	群馬労働総合庁舎	群馬県前橋市大手町1-1-3	一般	1,144	106,412	I類	国以外の利用	集約化のための売却	平成26年度	
55	関東財務局	高崎公共職業安定所	群馬県高崎市末広町262-3	一般	730	46,689	I類	国以外の利用	集約化のための売却	平成24年度	
56	関東財務局	高崎公共職業安定所	群馬県高崎市末広町262-3	労働保険	267	17,084	I類	国以外の利用	売払	平成24年度	
57	関東財務局	高崎公共職業安定所	群馬県高崎市末広町44	労働保険	600		I類	国以外の利用	借受解消	平成24年度	
58	関東財務局	国立がんセンター東病院根戸宿舎	千葉県柏市根戸408	高度専門	4,554	551,502	I類	国の利用	現在地建替	平成24年度	
59	関東財務局	中目黒倉庫	東京都目黒区中目黒2-4-14	一般	105	38,088	I類	国の利用	所管換	第1期	

60	関東財務局	多磨全生園	東京都東村山市青葉町4-1-10	一般	748	90,646	I類	国以外の利用	集約化のための売	平成22年度	
61	関東財務局	多磨全生園	東京都東村山市青葉町4-1-10	一般	568	68,833	I類	国以外の利用	売払	平成22年度	
62	関東財務局	多磨全生園社会復帰訓練所	東京都東村山市青葉町2-18-35	一般	349	42,851	I類	国以外の利用	集約化のための売	平成22年度	
63	関東財務局	立川公共職業安定所	東京都立川市錦町1-9-21	一般	1,204	397,207	I類	国以外の利用	集約化のための売	平成23年度	
64	関東財務局	多磨全生園宿舎	東京都東村山市青葉町4-1-1	一般	48,159	5,836,110	II類	国の利用	現在地建替	平成25年度	
65	関東財務局	横浜西労働基準監督署	神奈川県横浜市栄区笠間1-2-4	一般	662	140,194	I類	国以外の利用	売払	平成24年度	
66	関東財務局	横須賀労働基準監督署庁舎	神奈川県横須賀市長浦町1-1609	一般	797	75,349	I類	国以外の利用	集約化のための売	平成25年度	
67	関東財務局	新潟労働局	新潟県新潟市中央区川岸町1丁目56-1	一般	2,490	228,826	I類	国以外の利用	集約化のための売	平成24年度	
68	関東財務局	新潟労働局	新潟県新潟市中央区川岸町1丁目56-1	労働保険	395	36,825	I類	国以外の利用	集約化のための売	平成24年度	
69	関東財務局	新潟公共職業安定所	新潟県新潟市中央区万代3丁目2510-1	一般	1,983		I類	国以外の利用	借受解消	平成24年度	
70	関東財務局	鰐沢労働基準監督署庁舎	山梨県南巨摩郡富士川町鰐沢655-50	一般	1,023	33,614	I類	国以外の利用	売払	平成22年度	
71	関東財務局	長野労働基準局局長宿舎	長野県長野市南長野字徳永沖1017-2外	一般	357	36,752	I類	国以外の利用	売払	平成22年度	
72	関東財務局	松本公共職業安定所あがたの森宿舎	長野県松本市里山辺字東々3852	一般	790	40,290	II類	国以外の利用	売払	平成23年度	
73	関東財務局	中野労働基準監督署第二課長宿舎	長野県中野市三好町1-2-21	労働保険	216	3,096	I類	国以外の利用	売払	平成22年度	
74	関東財務局	大町公共職業安定所所長宿舎	長野県大町市大字大町神明原3154	一般	461	15,219	II類	国の利用	現在地建替	平成23年度	
75	関東財務局	長野労働基準局労災監察官宿舎	長野県長野市大字富竹字中屋敷374-36	労働保険	233	13,335	I類	国以外の利用	売払	平成22年度	
76	関東財務局	松本労働基準監督署給付調査官宿舎	長野県松本市寿豊丘234-7	労働保険	139	6,284	I類	国以外の利用	売払	平成23年度	
77	関東財務局	松本労働基準監督署職員宿舎	長野県松本市神林3851-2	労働保険	178	4,753	I類	国以外の利用	売払	平成23年度	
78	関東財務局	上田労働基準監督署第二課長宿舎	長野県上田市上田原869-15	労働保険	204	9,796	I類	国以外の利用	売払	平成23年度	
79	関東財務局	岡谷労働基準監督署職員宿舎	長野県岡谷市上の原274-7	労働保険	182	6,379	I類	国以外の利用	売払	平成22年度	

80	関東財務局	岡谷労働基準監督署第二課長宿舎	長野県岡谷市長地字古屋敷2129-23	労働保険	146	7,904	I類	国以外の利用	売払	平成23年度
81	関東財務局	岡谷労働基準監督署給付調査官宿舎	長野県岡谷市長地字丸山下辻5821-7	労働保険	145	1,477	I類	国以外の利用	売払	平成23年度
82	関東財務局	岡谷労働基準監督署富士見台2号宿舎	長野県岡谷市長地字丸山下辻5832-23	労働保険	176	4,899	I類	国以外の利用	売払	平成23年度
83	関東財務局	飯田労働基準監督署第二課長宿舎	長野県飯田市大門3868-6	労働保険	155	4,501	I類	国以外の利用	売払	平成23年度
84	関東財務局	飯田労働基準監督署補償係長宿舎	長野県飯田市上郷黒田3510-13	労働保険	133	2,140	I類	国以外の利用	売払	平成22年度
85	関東財務局	小諸労働基準監督署補償係長宿舎	長野県小諸市甲字霞3946-2	労働保険	224	5,803	I類	国以外の利用	売払	平成23年度
86	関東財務局	小諸労働基準監督署職員宿舎	長野県小諸市三和1-4-9	労働保険	197	5,321	I類	国以外の利用	売払	平成23年度
87	関東財務局	伊那労働基準監督署第一課長宿舎	長野県伊那市日影5692-1	労働保険	154	3,073	I類	国以外の利用	売払	平成23年度
88	関東財務局	伊那労働基準監督署第2課長宿舎	長野県伊那市日影5764	労働保険	154	3,223	I類	国以外の利用	売払	平成23年度
89	関東財務局	松本労働基準監督署補償係長宿舎	長野県安曇野市豊科2240-3	労働保険	226	4,988	I類	国以外の利用	売払	平成23年度
90	関東財務局	伊那労働基準監督署職員宿舎	長野県上伊那郡辰野町伊那富1032-46	労働保険	406	8,306	I類	国以外の利用	売払	平成23年度
91	関東財務局	雇用保険課妻科第一宿舎	長野県長野市南長野前沖781-1	労働保険	136	7,197	I類	国以外の利用	売払	平成22年度
92	関東財務局	雇用保険課北条宿舎	長野県長野市大字高田八幡宮西沖198-1	労働保険	178	8,400	I類	国以外の利用	売払	平成22年度
93	関東財務局	岡谷職安上ノ原宿舎	長野県岡谷市上ノ原276-1	労働保険	148	5,202	I類	国以外の利用	売払	平成22年度
94	関東財務局	岡谷職安山下町宿舎(1)	長野県岡谷市山下町1-2313-24	労働保険	160	7,840	I類	国以外の利用	売払	平成23年度
95	関東財務局	岡谷職安山下町第二宿舎	長野県岡谷市山下町1-2313-17	労働保険	164	8,065	I類	国以外の利用	売払	平成23年度
96	関東財務局	諏訪職安湖岸通り宿舎	長野県諏訪市湖岸通り5-1092-6	労働保険	165	9,672	I類	国以外の利用	売払	平成23年度
97	関東財務局	伊那職安伊那部宿舎(1)	長野県伊那市中央5280-4	労働保険	132	2,115	I類	国以外の利用	売払	平成23年度
98	関東財務局	伊那職安伊那部宿舎(2)	長野県伊那市中央5280-10	労働保険	182	2,923	I類	国以外の利用	売払	平成23年度
99	関東財務局	伊那公共職業安定所職員宿舎	長野県伊那市中央5280-5	労働保険	178	2,856	I類	国以外の利用	売払	平成23年度

100	関東財務局	佐久職安前山宿舎(1)(2)	長野県佐久市前山中道112-4	労働保険	343	9,287	I類	国以外の利用	売払	平成23年度	
101	北陸財務局	福井公共職業安定所	福井県福井市大手2丁目315番外	一般	514	60,159	I類	国以外の利用	売払	平成23年度	
102	北陸財務局	福井公共職業安定所雇用勘定分	福井県福井市大手2-404-1	労働保険	445		I類	国以外の利用	借受解消	平成22年度	
103	北陸財務局	武生労働基準監督署庁舎	福井県越前市中央1丁目14番	一般	591	26,088	I類	国以外の利用	集約化のための売	平成23年度	
104	北陸財務局	武生公共職業安定所	福井県越前市中央2丁目18字九反田8番17	労働保険	1,412	72,274	I類	国以外の利用	売払	平成23年度	
105	北陸財務局	武生公共職業安定所	福井県越前市中央2丁目18字4~4外6筆	労働保険	478		I類	国以外の利用	借受解消	平成22年度	
106	近畿財務局	国立医薬品食品衛生研究所大阪支所	大阪府大阪市中央区法円坂1丁目6番5	一般	3,585	958,799	I類	国の利用	所管換	平成22年度	
107	近畿財務局	大阪西労働基準監督署	大阪府大阪市西区南堀江1丁目53番6	一般	587	216,621	I類	国以外の利用	集約化のための売	平成24年度	
108	近畿財務局	淀川労働基準監督署	大阪府大阪市淀川区新北野1丁目13番24	一般	499	143,835	I類	国以外の利用	集約化のための売	平成22年度	
109	近畿財務局	天満労働基準監督署	大阪府大阪市北区同心1丁目69番1	一般	484	126,357	I類	国以外の利用	集約化のための売	平成25年度	
110	近畿財務局	堺労働基準監督署	大阪府堺市堺区宿院町東3丁19番地	一般	346	42,108	I類	国以外の利用	集約化のための売	平成25年度	
111	近畿財務局	国立医薬品食品衛生研究所大阪支所宿舎	大阪府大阪市中央区法円坂1丁目6番5	一般	332	88,940	I類	国の利用	所管換	平成22年度	
112	近畿財務局	滋賀労働局庁舎	滋賀県大津市御幸町6番6号	一般	1,199	106,142	I類	国以外の利用	集約化のための売	平成23年度	
113	近畿財務局	大津労働基準監督署庁舎	滋賀県大津市馬場三丁目14番17号	一般	464	41,833	I類	国以外の利用	集約化のための売	平成23年度	
114	近畿財務局	大津労働基準監督署庁舎	滋賀県大津市馬場三丁目14番17号	労働保険	55	5,014	I類	国以外の利用	売払	平成23年度	
115	近畿財務局	大津公共職業安定所	滋賀県大津市中央4丁目6-52	一般	1,760	145,704	I類	国以外の利用	集約化のための売	平成23年度	
116	近畿財務局	長浜労働基準監督署庁舎	滋賀県長浜市神前町6番21号	一般	485	22,277	I類	国以外の利用	集約化のための売	平成22年度	
117	近畿財務局	尼ヶ辻町宿舎	奈良県奈良市三条大路3-3-38	労働保険	157	5,452	I類	国以外の利用	売払	平成22年度	
118	近畿財務局	大和小泉宿舎	奈良県大和郡山市小泉町3112-25	労働保険	231	13,963	I類	国以外の利用	売払	平成22年度	
119	近畿財務局	法蓮町宿舎	奈良県奈良市法蓮町792-6	労働保険	134	8,746	I類	国以外の利用	売払	平成22年度	

120	近畿財務局	尼ヶ辻宿舎	奈良県奈良市三条大路1-9-13	年金	165	14,898	I類	国以外の利用	売払	平成22年度	
121	近畿財務局	高畠宿舎	奈良県奈良市高畠町1207-2	年金	172	15,525	I類	国以外の利用	売払	平成22年度	
122	近畿財務局	紀寺宿舎	奈良県奈良市紀寺町838-5	年金	187	14,140	I類	国以外の利用	売払	平成22年度	
123	近畿財務局	紀寺宿舎	奈良県奈良市紀寺町838-3	年金	56		I類	国以外の利用	借受解消	平成22年度	
124	近畿財務局	高田宿舎	奈良県大和高田市昭和町6-15	年金	222	6,410	I類	国以外の利用	売払	平成22年度	
125	近畿財務局	田原本一号棟	奈良県磯城郡田原本町保津229-3	年金	231	11,675	I類	国以外の利用	売払	平成22年度	
126	近畿財務局	田原本二号棟	奈良県磯城郡田原本町保津229-5	年金	287	14,496	I類	国以外の利用	売払	平成22年度	
127	近畿財務局	和歌山労働局	和歌山県和歌山市中之島字向芝2249番、2250番	一般	1,603	200,740	I類	国以外の利用	集約化のための売	平成24年度	
128	近畿財務局	高松宿舎	和歌山県和歌山市西高松二丁目1番11	一般	157	11,225	I類	国以外の利用	売払	平成22年度	
129	近畿財務局	塩屋宿舎	和歌山県和歌山市塩屋三丁目351番2	労働保険	166	9,872	I類	国以外の利用	売払	平成22年度	
130	近畿財務局	古屋宿舎	和歌山県和歌山市古屋字山開479番3	労働保険	358	12,590	I類	国以外の利用	売払	平成22年度	
131	近畿財務局	稻成宿舎	和歌山県田辺市むつみ451番98	労働保険	132	5,864	I類	国以外の利用	売払	平成22年度	
132	近畿財務局	目良宿舎	和歌山県田辺市目良1818番8、14	労働保険	131	3,787	I類	国以外の利用	売払	平成22年度	
133	近畿財務局	今福宿舎	和歌山県和歌山市西高松一丁目233番6	労働保険	258	20,528	I類	国以外の利用	売払	平成22年度	
134	中国財務局	吳労働基準監督署	広島県呉市幸町12-8	一般	1,452	127,804	I類	国以外の利用	集約化のための売	平成25年度	
135	中国財務局	吳公共職業安定所広職業相談室	広島県呉市広大新開1-10715-1外	一般	902	109,650	I類	国以外の利用	譲与	平成22年度	
136	中国財務局	吳公共職業安定所広職業相談室	広島県呉市広大新開1-10715-1外	労働保険	100	12,254	I類	国以外の利用	売払	平成22年度	
137	中国財務局	府中労働基準監督署	広島県府中市鵜飼町字力ラス田40-39	一般	728	40,018	I類	国以外の利用	集約化のための売	平成22年度	
138	中国財務局	廿日市労働基準監督署	広島県廿日市市桜尾本町929-17外	一般	471	48,790	I類	国以外の利用	集約化のための売	平成22年度	
139	中国財務局	廿日市労働基準監督署	広島県廿日市市桜尾本町929-17外	労働保険	196		I類	国以外の利用	借受解消	平成22年度	

140	中国財務局	尾道公共職業安定所因島出張所	広島県尾道市因島田熊町字竹長新開4482-4外	労働保険	569		I類	国以外の利用	借受解消	平成22年度	
141	中国財務局	尾道公共職業安定所世羅分室	広島県世羅郡世羅町大字西上原字宮田垣内118-2	労働保険	872	31,585	I類	国以外の利用	売払	平成22年度	
142	中国財務局	境港公共職業安定所	鳥取県境港市昭和町11-18	一般	2,487	19,015	I類	国の利用	所管換	平成22年度	
143	中国財務局	鳥取社会保険事務局長宿舎	鳥取県鳥取市田園町3-326-1	年金	391	27,121	II類	国以外の利用	売払	平成22年度	
144	中国財務局	東朝日町宿舎	島根県松江市東朝日町字宮ノ沖98-3	労働保険	132	13,133	I類	国以外の利用	売払	平成23年度	
145	中国財務局	中原宿舎	島根県松江市中内原町321-14	労働保険	150	10,711	I類	国以外の利用	売払	平成23年度	
146	中国財務局	西川津宿舎	島根県松江市西川津町字堤下872-25	労働保険	284	14,734	I類	国以外の利用	売払	平成23年度	
147	中国財務局	上塩治宿舎	島根県出雲市上塩治町下沢2552-40	労働保険	228	6,513	I類	国以外の利用	売払	平成23年度	
148	中国財務局	奥谷町宿舎	島根県松江市奥谷町162-3	労働保険	198	8,767	I類	国以外の利用	売払	平成23年度	
149	中国財務局	幸町宿舎	島根県松江市幸町1571-19	労働保険	165	9,223	I類	国以外の利用	売払	平成23年度	
150	中国財務局	春日町宿舎	島根県松江市春日町645-2	労働保険	170	11,528	I類	国以外の利用	売払	平成23年度	
151	中国財務局	下沢宿舎	島根県出雲市上塩治字下沢2552-11	労働保険	208	6,275	I類	国以外の利用	売払	平成23年度	
152	中国財務局	笠岡労働基準監督署庁舎	岡山県笠岡市四番町5-18	労働保険	748		I類	国以外の利用	借受解消	平成22年度	
153	中国財務局	玉島公共職業安定所	岡山県倉敷市新倉敷駅前5-195-1	労働保険	1,303		I類	国以外の利用	借受解消	平成22年度	
154	中国財務局	長島愛生園皇子谷南側宿舎	岡山県瀬戸内市邑久町虫明4446	一般	2,258	6,057	I類	国以外の利用	売払	平成25年度	
155	中国財務局	岡山労働局東山宿舎	岡山県岡山市中区門田文化町3-7-16	一般	459	19,842	I類	国以外の利用	売払	第3期	
156	中国財務局	岡山労働局東岡山宿舎2号	岡山県岡山市中区国府市場南苦田592-42	労働保険	158	6,695	I類	国以外の利用	売払	平成22年度	
157	中国財務局	小野田労働基準監督署庁舎	山口県山陽小野田市くし山1丁目4-3	労働保険	1,499	34,814	I類	国以外の利用	売払	平成22年度	
158	中国財務局	下松公共職業安定所光出張所	山口県光市浅江5-3-11	労働保険	1,205	62,402	I類	国以外の利用	売払	平成22年度	
159	中国財務局	小野田公共職業安定所	山口県山陽小野田市中川2-5-39	労働保険	984	42,551	I類	国以外の利用	売払	平成22年度	

160	中国財務局	山口労働基準局長宿舎	山口県山口市大字上宇野 今岩崎2223-8	一般	296	16,020	I類	国以外の利用	売払	平成22年度	
161	中国財務局	山口労働基準局湯田宿舎	山口県山口市泉町3-26	労働保険	211	11,043	I類	国以外の利用	売払	平成22年度	
162	中国財務局	下松労働基準監督署河内宿舎	山口県下松市河内58-25	労働保険	191	6,006	I類	国以外の利用	売払	平成22年度	
163	中国財務局	下松労働基準監督署細迫宿舎	山口県下松市河内551-3	労働保険	317	12,369	I類	国以外の利用	売払	平成22年度	
164	中国財務局	岩国労働基準監督署玖珂宿舎	山口県岩国市4907-8	労働保険	404	11,255	I類	国以外の利用	売払	平成22年度	
165	中国財務局	徳山労働基準監督署一番丁宿舎	山口県周南市一番丁4172-1	労働保険	155	8,672	I類	国以外の利用	売払	平成22年度	
166	中国財務局	宇部開宿舎	山口県宇部市大字上宇部 開北297-26	労働保険	439	13,269	I類	国以外の利用	売払	平成22年度	
167	中国財務局	堀内宿舎	山口県萩市大字堀内258-44	労働保険	244	13,907	I類	国以外の利用	売払	平成22年度	
168	中国財務局	柳井宿舎	山口県柳井市大字柳井 2301-2	労働保険	177	2,216	I類	国以外の利用	売払	平成22年度	
169	中国財務局	徳山宿舎	山口県周南市大字徳山字 一番丁4172-2	労働保険	165	9,249	I類	国以外の利用	売払	平成22年度	
170	四国財務局	多肥上町宿舎	香川県高松市多肥上町 1878-4	労働保険	150	8,405	II類	国以外の利用	売払	第1期	
171	四国財務局	池田町宿舎1号	徳島県三好市池田町ウエ ノ2710-1	労働保険	157	4,756	II類	国以外の利用	売払	第1期	
172	四国財務局	池田町宿舎2、3号	徳島県三好市池田町ウエ ノ2713-4	労働保険	206	6,821	II類	国以外の利用	売払	第1期	
173	四国財務局	鯛浜宿舎	徳島県板野郡北島町鯛浜 字西の須12番地の15	労働保険	185	10,530	II類	国以外の利用	売払	第1期	
174	四国財務局	新居浜公共職業安定所	愛媛県新居浜市一宮町1- 14-16	一般	1,662	92,581	I類	国以外の利用	集約化の ための売 却	第2期	
175	四国財務局	新須賀町宿舎	愛媛県新居浜市南小松原 町乙427番107	一般	327	11,799	II類	国以外の利用	売払	第1期	
176	四国財務局	平形1号宿舎	愛媛県新居浜市平形町甲 815番237	労働保険	71	2,721	II類	国以外の利用	売払	第1期	
177	四国財務局	山越宿舎	愛媛県松山市山越宮内 1101番3	労働保険	173	14,640	II類	国以外の利用	売払	第1期	
178	四国財務局	平形宿舎	愛媛県新居浜市新須賀字 川口甲815番185	労働保険	125	4,861	II類	国以外の利用	売払	第1期	
179	四国財務局	飯岡宿舎(1号、2号)	愛媛県西条市飯岡3928-49	労働保険	262	7,625	II類	国以外の利用	売払	第1期	

180	四国財務局	宇和宿舎(1号、2号、3号)	愛媛県西予市宇和町卯之町字向皆田1番耕地183番3	労働保険	586	12,152	II類	国以外の利用	売払	第1期	
181	四国財務局	高知公共職業安定所	高知県高知市稻荷町6-20	労働保険	992	142,863	I類	国以外の利用	売払	平成23年度	
182	四国財務局	高知公共職業安定所二葉町分庁舎	高知県高知市二葉町4-18	労働保険	499		I類	国以外の利用	借受解消	平成22年度	
183	四国財務局	幸町宿舎	高知県高知市幸町字南平杭34-16	労働保険	139	18,266	II類	国以外の利用	売払	第1期	
184	四国財務局	朝倉宿舎	高知県高知市朝倉町1丁目16-3	労働保険	168	10,317	I類	国以外の利用	売払	平成22年度	
185	四国財務局	塩田町1号宿舎	高知県高知市塩田町618-2、619-3	労働保険	196	25,645	II類	国以外の利用	売払	第1期	
186	四国財務局	塩田町2号宿舎	高知県高知市塩田町620-2	労働保険	212	29,699	II類	国以外の利用	売払	第1期	
187	九州財務局	荒尾職安職員第二宿舎	熊本県荒尾市荒尾字笹尾2200-99	一般	254	4,480	I類	国以外の利用	売払	平成22年度	
188	九州財務局	八代労働基準監督署竹原町宿舎	熊本県八代市竹原町字西竹原2162-1	労働保険	252	12,514	I類	国以外の利用	売払	平成22年度	
189	九州財務局	玉名労働基準監督署六田宿舎	熊本県玉名市六田15-10	労働保険	184	4,653	I類	国以外の利用	売払	平成22年度	
190	九州財務局	出水宿舎	熊本県熊本市水前寺公園201	労働保険	328	25,106	I類	国以外の利用	売払	平成22年度	
191	九州財務局	局長宿舎	宮崎県宮崎市清水2丁目37番5	一般	289	24,005	I類	国以外の利用	売払	平成22年度	
192	九州財務局	本郷北方宿舎	宮崎県宮崎市月見ヶ丘4丁目2424番10	労働保険	220	8,616	I類	国以外の利用	売払	平成22年度	
193	九州財務局	川内平佐町宿舎	鹿児島県薩摩川内市平佐町字八幡馬場2136-2	労働保険	165	4,142	I類	国以外の利用	売払	平成22年度	
194	福岡財務支局	中間宿舎	福岡県中間市通谷3-236-48	労働保険	231	7,208	I類	国以外の利用	売払	平成23年度	
195	福岡財務支局	唐津労働基準監督署庁舎	佐賀県唐津市千代田町2109-122	一般	685	29,626	I類	国以外の利用	集約化のための売	平成24年度	
196	福岡財務支局	佐賀公共職業安定所	佐賀県佐賀市成章町5-21	労働保険	1,784		I類	国以外の利用	借受解消	平成22年度	
197	福岡財務支局	上多布施町宿舎	佐賀県佐賀市伊勢町551番	労働保険	243	11,822	I類	国以外の利用	売払	平成22年度	
198	福岡財務支局	鬼丸第三宿舎	佐賀県佐賀市鬼丸町436番1	労働保険	162	6,741	I類	国以外の利用	売払	平成22年度	
199	福岡財務支局	武雄第一宿舎	佐賀県武雄市武雄町大字武雄字山王川内6001-3	労働保険	204	4,136	I類	国以外の利用	売払	平成22年度	

200	福岡財務支局	福岡検疫所長崎検疫所支所女神措置場	長崎県長崎市戸町4-913-1	一般	11,585	716,232	I類	国以外の利用	売仮	平成23年度	
201	福岡財務支局	福岡検疫所長崎検疫所支所宿舎	長崎県長崎市戸町4-913-1	一般	1,675	103,592	I類	国以外の利用	売仮	平成23年度	
202	福岡財務支局	平和町宿舎	長崎県長崎市平和町173	労働保険	102	11,988	I類	国以外の利用	売仮	平成23年度	

○各省各庁所管財産の実態監査の実施について

平成20年2月26日

財理第708号

改正 平成21年12月22日財理第5539号

平成22年3月31日財理第1414号

財務省理財局長から各財務(支)局長、沖縄総合事務局長宛

各省各庁が所管する行政財産及び特別会計所属普通財産については、従来から財務省において使用状況等の実態調査を実施し、調査の結果、より有効に利活用することが必要であると認められる財産は、当該財産の所管省庁と調整を行い、施設の集約立体化、移転再配置、国以外の者への処分等により国有財産の効率的な利活用に努めてきたところである。

また、財務省所管一般会計所属普通財産のうち未利用国有地については、未利用国有地の総点検を実施し、対象財産ごとに現状、年度中の変動状況を把握のうえ、「公用、公共用に利用する財産」は早期の利用計画の実現、「民間に処分する財産」については、一般競争入札等による処分の促進に努めてきたところである。

今後、これまで以上に国有財産の適正かつ効率的な使用の推進を図るとともに、その結果、不要又は余剰となる財産の処分を促進し、的確に資産債務改革を進めるために、下記のとおり、土地の使用状況、建物の経年状況、効率化のための整備コストを調査し、効率的な使用を推進する必要がある財産について処理計画を策定する「行政財産(土地)の使用状況実態監査」及び各省各庁が所管する普通財産のうち未利用国有地についてその処理を促進するための「各省各庁所管普通財産実態監査」を実施することとしたので通知する。

なお、次の通達は廃止する。

平成10年5月25日 藏理第1996号 国有財産の使用状況実態調査等について

平成10年6月19日 藏理第2418号 行政財産等の使用状況実態調査に係る
実施要領について

平成14年4月26日 財理第1748号 行政財産等の使用状況実態調査に係る
実施要領の取扱いについて

ただし、平成20年度については、「行政財産等の使用状況実態調査に係る実施要領について(平成10年6月19日付藏理第2418号)」通達に基づく行政財産等の使用状況実態調査において、より有効に利活用することを必要と認め処理計画を策定した財産のうち、平成19年度末において処理が未済の財産について、同通達記の第3に基づくフォローアップを行うものとする。

記

第1 行政財産（土地）の使用状況実態監査

1 監査対象財産

全国に所在する行政財産のうち公用財産及び企業用財産（庁舎等及び宿舎に限る。）の土地並びに国有建物の敷地等として借り受けている民公有地（以下「対象財産」という。）

2 監査年度

平成20年度

3 監査内容

財務局長、財務支局長及び沖縄総合事務局長（以下「財務局長等」という。）は、国有財産総合情報システム・省庁財産情報管理システムデータを基に、土地の使用状況、建物の経年状況及び現在地における存置の適否等を監査のうえ、より効率的に使用する必要がある対象財産を把握し、その効率的な使用を推進するための処理計画を策定する。

4 監査の方法

（1）書面監査

次の調書のほか、過去に実施した使用状況実態調査時の調書、行政財産等監査現況調査表及び国有財産台帳等を参考に、対象財産について別紙様式1を作成するとともに確認監査が必要な財産を選定する。

① 庁舎等 …… 庁舎等使用現況及び見込報告書

② 宿 舎 …… 合同宿舎現状調査表

省庁別宿舎現状調査表

（2）確認監査

書面監査で選定された財産をはじめ必要に応じ、使用状況、周辺地域の状況等を実地に監査する。

5 対象財産の分類及び効率化検討対象財産の判定

（1）判定対象財産

財務局長等は、監査対象財産に係る書面監査及び確認監査の結果に基づき、使用を効率化することが必要若しくは適當と認められる財産（以下「効率化検討対象財産」という。）であるか否かの判定を行う。

ただし、下記の①の財産については、別途の資産債務改革の中で取組済であり判定を要しない外、②及び③については判定を留保することができる。

① 「国有財産の有効活用に関する検討・フォローアップ有識者会議」（以下「有識者会議」という。）において個別に移転・再配置計画が策定された庁舎、宿舎（以下、「移転再配置計画策定財産」という。）

② 上記①を除く有識者会議における宿舎の移転・再配置計画検討対象地域に所在する宿舎

ただし、国有林野特別会計に所属する宿舎については判定する。

③ 山間部等に所在する特殊施設敷地、及び都市計画上の用途地域の定めのない区域

に所在し周辺環境に照らし、明らかに売扱困難と認められる財産

(2) 分類及び判定

財務局長等は、移転再配置計画策定財産を除く判定対象財産について、以下の①から⑥の何れかに分類し、そのうち①Ⅰ類及び②Ⅱ類を「効率化検討対象財産」と判定するものとする。

① Ⅰ類

現に未利用、若しくは今後未利用となることが見込まれる以下のような財産。

- イ 特定国有財産整備計画が決定等されている財産
- ロ 組織の統廃合等により廃止又は移転が決定されている財産
- ハ 移転先施設が確保済、若しくは施設整備費が予算化されている財産
- ニ 廃止協議済の宿舎
- ホ 用途廃止予定の庁舎

② Ⅱ類

法定容積率に照らし非効率な利用となっており、かつ建物が築後30年以上経過している財産で、不要又は余剰となる財産を処分することにより効率化することが見込まれる財産。

原則として、

- イ 法定容積率の使用割合：50%未満

(都市計画上の用途地域の定めのない区域に所在するものは25%未満)

かつ

- ロ 平成21年4月1日時点で築後30年以上経過
(木造建のものは築後20年以上経過)

に該当するもので、

- a 法定容積率に対する使用割合を50%となるよう効率化した場合に余剰となる敷地面積（余剰地）の台帳価格×1.25

- b 現有庁舎・宿舎規模の再調達コスト

- の a/b の割合が100%以上となるもの、

とする。

ただし、上記基準に該当しない場合であっても、明らかに効率化する必要があると認められる場合は個別に判定する。

また、民公有地を借り受けている場合であっても、使用の効率化の判断は必要である。

なお、一口座（複数口座により一団地を形成する場合を含む。）について、効率使用と認められる部分と非効率使用と認められる部分とに区分して判定することが適当と認められる場合には、区分の上、非効率使用と認められる部分について判定することを検討する。

また、現状において敷地の一部割愛などにより個別に効率化が図れるものについては、当該部分をⅠ類と判定する。

(注) 行刑施設、自衛隊基地施設など施設個別性のあるもの、工事事務所など現地存置性、時限性のあるもの、並びに鉄塔等工作物敷地及び駐車場敷地、資材置場など建物が無いものについては、上記判定基準の硬直的な適用によらず、個別に敷地規模の必要性、効率使用の可能性等を総合的に判断の上、弾力的に判定する。

③ Ⅲ類ー1

前記(1)の②に規定する宿舎

④ Ⅲ類ー2

前記(1)の③に規定する財産

⑤ Ⅳ類

上記①から④のいずれにも該当しない財産

6. 監査結果の報告等

- (1) 財務局長等は、判定結果を別紙様式1により監査年度の1・2月末日までに理財局長に報告し、必要に応じ所要の調整を行うものとする。
- (2) 理財局長は、財務局長等から報告された判定結果に係る調整結果について財務局長等に通知する。
- (3) 財務局長等は、監査対象財産を所管する部局長(以下「部局長」という。)に対し監査結果を通知するとともに、監査年度の2月10日までに別紙様式1及び1-2により理財局長にその旨報告する。

7. 処理計画の策定

- (1) 財務局長等は、判定を行った効率化検討対象財産について、財産を所管する部局長と調整し、「国の利用(現在地建替え等引き続き国の事務事業の用に供することが適當と認められるものをいう。ただし、余剰地処分を含む。)」又は「国以外の利用(一般競争入札等により國以外の者の用に供することが適當と認められるものをいう。)」に区分した上で処理計画案を策定し、別紙様式1及び別紙様式2に記載の上、監査年度の3月末までに理財局長に報告する。
- (2) 効率化検討対象財産の処理予定年度については以下のとおり策定する。
 - ① Ⅰ類については具体的な処理予定年度を、Ⅱ類のうち施設整備年度が確定しているものについては、当該年度を処理予定年度とする。
 - ② それ以外のものについては、耐用年数満了までの期間、施設整備の緊急性等を勘案の上、財産を所管する部局長と調整し、
 - イ 監査時点で既に施設整備の検討が開始されているものについては、施設の完成が見込まれる平成20年度から平成25年度を「第1期」、
 - ロ 今後施設整備の検討を開始するものについては、施設の完成が見込まれる平成

26年度から平成30年度を「第2期」、

ハ、平成31年度以降の期間を「第3期」、

を各々の処理予定年度とする。

(3) 処理計画案の策定に当たっては、庁舎等及び宿舎整備予定、並びに庁舎等使用調整計画を踏まえるとともに次の事項に配慮する。

① 部局等における具体的な整備計画の有無及び施設を整備する時期及び整備費の予算措置の見込み

② 部局等における具体的な利用計画の有無及び事業規模、事業期間等からみた必要性、緊急性、妥当性並びに国の他の機関における需要動向

③ 周辺地域における公共・公益施設の整備状況や今後の整備見込み

④ 建物の規模、利用目的、利用頻度の見込みからみた当該土地の有効利用の可能性

⑤ 他に優先することが必要な需要状況、他の国有地を充当することの可能性

⑥ 既存の庁舎の使用調整により必要とする施設を確保することの可能性

⑦ 財務局長等及び部局長が把握している地方公共団体等や民間の利用要望及び利用計画の具体性、執行可能性

(4) 理財局長は、報告された処理計画案に基づき、必要に応じ各省各庁の国有財産総括部局長との間で調整し、その結果を速やかに財務局長等に通知する。

(5) 財務局長等は、通知された調整結果に基づき、平成21年6月末日までに処理計画を策定し、別紙様式2により速やかに部局長に通知する。

なお、Ⅲ類一1及び一2に分類した財産を所管する部局長に当該通知を行う際には、今後必要に応じ効率化検討対象財産の判定を追加することがある旨付記するものとする。

8 フォローアップ監査の実施

(1) 監査対象財産

財務局長等は、処理計画が策定された効率化検討対象財産及び移転再配置計画策定期財産について、以下のとおり実地監査を実施する（以下この監査を「フォローアップ監査」という。）。

(2) 実地監査の方法

実地監査を行う場合には、部局長から別紙様式3により処理の進捗状況の報告を受けて必要に応じ現地調査等を実施し、整理の上、当該財産等の実態及び問題点等について部局長と調整等を行うとともに、処理の促進を部局長に要請することにより実施するものとする。

(3) 監査事項

財務局長等は、フォローアップ監査を行う場合、次の事項を重点として行うものとする。

監査事項	実施細目
1 効率化検討対象財産 I類	<p>イ 处理計画</p> <p>(イ) 利用主体</p> <p>(ロ) 用途</p> <p>(ハ) 経費（予算措置の有無）</p> <p>(二) 处理計画の妥当性、具体性、実現可能性</p> <p>(ホ) 处理予定年度</p> <p>ロ 处理計画の進捗状況及び各部局長の処理方針</p>
2 効率化検討対象財産 II類	<p>イ 处理計画</p> <p>(イ) 利用主体</p> <p>(ロ) 用途</p> <p>(ハ) 経費（予算措置の有無）</p> <p>(二) 处理計画の妥当性、具体性、実現可能性</p> <p>(ホ) 处理予定年度</p> <p>ロ 处理計画の進捗状況及び各部局長の処理方針</p>
3 移転・再配置計画策定期財産	イ 处理計画の進捗状況及び各部局長の処理方針

9 フォローアップ監査結果の取扱い

- (1) 財務局長等は、部局長から毎年11月末日（第1・2四半期分）、及び4月20日（第3・4四半期分）までに報告される処理済財産について、当該年度分を取りまとめて別紙様式1に記載の上、翌年5月末日までに理財局長に報告する。
- (2) 財務局長等は、部局長から毎年4月20日までに報告される前年度末の処理未済財産について、その進捗状況及び処理計画の内容等の調整を行い、確実かつ実効性のある実施方針を策定する。
なお、策定した実施方針については、別紙様式3に記載の上、毎年5月末日までに理財局長に報告するとともに、処理促進のため、円滑かつ確実な処理計画の実行の要請と併せて6月末日までに部局長に通知する。
- (3) 財務局長等は、部局長から毎年11月末日（第1・2四半期分）までに報告される当該年度及び翌年度処理予定財産に係る処理の進捗状況、部局長が執った具体的措置状況等を踏まえ、今後講じるべき措置等の処理促進策について部局長と調整する。

なお、調整結果については、別紙様式3に記載の上、毎年第1・2四半期分は12月末日までに理財局長に報告する。

- (4) 上記(1)から(3)の報告及び通知（以下「報告等」という。）については、国有財産総合情報管理システム（以下「システム」という。）への登録が完了したことをもって、報告等されたものとする。ただし、登録の完了にあたっては、完了したことを証する書面を提出するものとする。
- (5) 本取扱は平成21年度のフォローアップ監査から適用する。

10 判定及び処理計画の見直し

- (1) 財務局長等は、効率化検討対象財産について、処理計画策定後において都市計画の見直し、行政組織の改編、当該財産の所在する周辺地域の行政需要及び土地需要の動向その他の理由から、判定及び処理計画を見直すことが適当と認めたときは、当該財産の判定及び処理計画を見直すことができる。
- (2) 財務局長等は、(1)により判定の見直しを行った場合には、別紙様式1に記載の上、当該財産を所管する部局長に通知するとともに毎年5月末日までに理財局長に報告する。
- (3) 上記(2)の報告等については、システムへの登録が完了したことをもって、報告等されたものとする。ただし、登録の完了にあたっては、完了したことを証する書面を提出するものとする。

第2 各省各庁所管普通財産実態監査

1 監査対象財産

未利用国有地のうち、各省各庁が所管する特別会計（財政投融資特別会計特定国有財産整備勘定を除く）所属の普通財産及び各省各庁が所管する一般会計所属の普通財産（国有財産法第6条の規定に基づき財務大臣が現に管理している財産を除く）。

（注）1 「未利用国有地」とは、単独利用困難なものを除く宅地又は宅地見込地（地目にかかわらず周辺の状況から判断して宅地開発が見込まれる場合）で現に未利用となっている土地をいう。

ただし、これらを管理委託、一時貸付等暫定活用しているものを含む。

2 現況が農地、山林等の財産についてでは、周辺の状況から判断して宅地開発が見込まれる場合に対象財産とする。

（注）ただし、開拓財産は除く。

2 監査対象財産の把握及び区分

財務局長等は、平成20年度以降毎年度、部局長から当該年度の6月末日までに報告される当該年度の前年度末時点の未利用国有地について把握し、分類・区分の結果及び当該年度における処理予定について検討し、必要に応じ部局長と調整を行う。

3 変動状況の把握等

財務局長等は、部局長から当該年度末の属する年の4月末日までに報告される当該年度の未利用国有地の処理状況、今後の処理予定について検討し、必要に応じ部局長と調整のうえ別紙様式5によりこれを整理するとともに、処理の促進を部局長に要請する。

4 監査結果の報告

財務局長等は、監査結果を別紙様式5及び6により当該年度末の属する年の5月末日までに理財局長に報告する。

○各省各庁所管財産の実態監査の実施の取扱いについて

平成20年2月26日
財理第708号

改正 平成21年12月22日財理第5539号

平成22年3月31日財理第1414号

財務省理財局長から各省各庁国有財産総括部局長宛

平成20年2月26日付財理第708号「各省各庁所管財産の実態監査の実施について」通達の取扱いに関し、監査により貴省庁が所管する行政財産（土地）の使用状況及び普通財産の実態を的確に把握し、不要又は余剰となる財産の処分及び未利用国有地の処理を促進するため、下記のとおり報告を求めるとした。については、各国有財産部局長へ、その旨周知願いたい。

なお、次の通達は廃止する。

平成10年5月25日 藏理第1996号 国有財産の使用状況実態調査等について

平成10年6月19日 藏理第2418号 行政財産等の使用状況実態調査に係る
実施要領について

平成14年4月26日 財理第1748号 行政財産等の使用状況実態調査に係る
実施要領の取扱いについて

ただし、平成20年度については、「行政財産等の使用状況実態調査に係る実施要領について（平成10年6月19日付藏理第2418号）」通達に基づく行政財産等の使用状況実態調査において、より有効に利活用することを必要と認め処理計画を策定した財産のうち、平成19年度末において処理が未済の財産について、「行政財産等の使用状況実態調査に係る実施要領の取扱いについて（平成14年4月26日付財理第1748号）」通達に基づく報告を行うものとする。

記

第1 行政財産（土地）の使用状況実態監査について

1 監査対象財産の報告

国有財産部局長（以下「部局長」という。）は、行政財産のうち公用財産及び企業用財産（庁舎等及び宿舎に限る。）の土地及び国有建物の敷地等として借り受けている民公有地について、当該地域を管轄する財務局長、財務支局長及び沖縄総合事務局長（以下「財務局長等」という。）に別紙様式1及び次の添付資料を平成20年6月末日までに報告する。

（添付資料）

- ① 位置図
- ② 案内図
- ③ 建物配置図及び平面図
- ④ その他（注）

（注）駐車場等使用状況、敷地を保全するための擁壁敷地や利用が困難な崖地の状況等に

ついて必要に応じ提出する。

2. 処理計画の策定

- (1) 部局長は、財務局長等から判定結果が通知された効率化検討対象財産について、財務局長等と調整し、「国の利用（現在地建替え等引き続き国の事務事業の用に供することが適當と認められるものをいう。ただし、余剰地処分を含む。）」又は「国以外の利用（一般競争入札等により國以外の者の用に供することが適當と認められるものをいう。）」に区分した上で処理計画案を策定する。
- (2) 処理計画案について、理財局長が必要と認めた場合は、各省各庁の国有財産に関する事務を総括する部局等の長と所要の調整を行うこととなるので留意されたい。

3. 処理済財産等の報告

- (1) 部局長は、処理計画が策定された効率化検討対象財産及び「国有財産の有効活用に関する検討・フォローアップ有識者会議」において個別に移転・再配置計画が策定されている財産（以下、「効率化検討対象財産等」という。）のうち処理済（所管換、所属替若しくは引継ぎを行った場合を含む。）の財産については、毎年度第1・2四半期の実績分を11月末日までに、第3・4四半期の実績分を4月20日までに、別紙様式1に記載の上、財務局長等に報告する。

なお、処理済財産のうち実測等による数量の変動があった場合には、併せて報告する。

- (2) 上記(1)の報告については、国有財産総合情報管理システム（以下「システム」という。）への登録が完了したことをもって、報告されたものとする。ただし、登録の完了にあたっては、完了したことを証する書面を提出するものとする。

4. 処理未済財産等の進捗状況の報告等

- (1) 部局長は、前年度末に処理未済となっている効率化検討対象財産等について、処理するために執った具体的な措置、処理できなかった理由、今後講じる具体的な措置及び処理方針（予算措置及び整備見込を含む。）等を別紙様式3に記載の上、毎年4月20日までに財務局長等に報告し、その内容について調整する。
- (2) 部局長は、上記(1)の財産のうち当該年度及び翌年度処理予定の効率化検討対象財産等の処理の進捗状況について、毎年第1・2四半期の実績分を11月末日までに、別紙様式3に記載の上、財務局長等に報告し、その内容について調整する。
- (3) 上記(1)及び(2)の報告については、システムへの登録が完了したことをもって、報告されたものとする。ただし、登録の完了にあたっては、完了したことを証する書面を提出するものとする。
- (4) 総括部局長は部局長と調整の上、毎年、当該年度内に処理を予定する効率化検討対象財産等に係る予算措置の状況を5月末日までに、翌年度以降に処理を予定する効率化検討対象財産等に係る概算要求の状況等を9月末日までに別紙様式4にとりまとめ理財局長に報告する。
- (5) 理財局長が必要と認めた場合には、処理計画の内容及び進捗状況等について総括部局長と所要の調整を行うこととなるので留意されたい。

第2 各省各庁所管普通財産実態監査について

1 対象財産の点検及び報告

部局長は、平成2.0年度以降毎年度、所管する特別会計（財政投融資特別会計特定国有財産整備勘定を除く）及び一般会計所属の普通財産について、当該地域を管轄する財務局長等に以下のとおり点検の上、報告する。

2 対象財産の把握及び区分

（1）対象財産の把握

部局長は、当該年度の前年度末現在の所管普通財産について、以下にしたがい分類する。

イ 使用中（貸付、使用承認、提供、その他）のもの

ロ 宅地及び宅地見込地以外のもの（農地、山林、雑種地など）

ハ 単独利用困難なもの（地形狭長、崖地、無道路地など）

ニ 未利用国有地（上記イからハ以外の宅地及び宅地見込地）

（注）1 「未利用国有地」とは、単独利用困難なものを除く宅地又は宅地見込地（地目にかかわらず周辺の状況から判断して宅地開発が見込まれる場合）で現に未利用となっている土地をいう。

ただし、これらを管理委託、一時貸付等暫定活用しているものは含む。

2 現況が農地、山林等の財産であっても、周辺の状況から判断して宅地開発が見込まれる場合には「未利用国有地」と分類する。

（注）ただし、開拓財産は除く。

（2）未利用国有地の区分

部局長は、「未利用国有地」と分類したものについて、特別会計所属普通財産現況調書（昭和55年12月19日付蔵理第4978号）等を参考にその現状を把握の上、必要に応じ関係省庁及び地方公共団体等（以下「関係機関」という。）と調整を行い、以下のとおり区分し当該年度における処理予定を策定する。

① 公用、公用に利用する財産

イ 国において利用する予定のもの

ロ 地方公共団体等に対し処分する予定のもの

② 民間に処分する財産

イ 入札未実施

一般競争入札により処分する予定のもの

ロ 売残

一般競争入札を実施したものの、成約に至らなかったもの

③ 処分困難財産

境界等係争中のもの、接面道路が建築基準法の基準に満たないものなどで処分が困難なものをいう。

イ 直困難

境界の再確認等のためすぐには一般競争入札等により処分することができないもの

（注）概ね2年以内には処分を妨げる要因の解消等が見込まれるもの

④ 当分困難

境界等係争中のもの、接面道路が建築基準法の基準に満たないものなど、処分を妨げる要因の解消等が2年を超えると見込まれるもの

- (3) 部局長は、毎年度、別紙様式5（1件別リスト）により上記（1）及び（2）の結果を、当該年度の6月末までに財務局長等に報告し、その内容について調整する。

3. 変動状況の把握

- (1) 部局長は、年度中の所管普通財産の増加及び減少等の状況について把握し、年度中において新たに発生した対象財産について、発生後速やかにその現状を把握の上、必要に応じ関係省庁及び地方公共団体等（以下「関係機関」という。）と調整を行い、前記のとおり分類、区分する。

また、当該年度末時点で未処理となっているものについては、関係機関から利用見込みの再確認や処分困難理由に対する所要の調整等を行い、区分を見直すものとする。

- (2) 部局長は、当該年度末時点別紙様式5（1件別リスト）に当該年度における発生状況、処理状況及び当該年度の翌年度における処理予定を記載し、毎年度、当該年度末の属する年の4月末までに財務局長等に報告する。

4. 処理促進

部局長は財務局長等の意見を踏まえ、「公用、公共用に利用する財産」については、関係機関に対し、早期に利用計画の実現を図るなど処理の促進に努める。「民間に処分する財産」については、一般競争入札により処分の促進を図り、「処分困難財産」については所要の調整を行った上で、順次処分を行う。